第１３号様式の４の１３（第16条の３関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（仕様・計算併用法用）

（第一面）

年　　月　　日

殿

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第５条（同規則第９条第２項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更がありましたので、報告します。

１　住宅の名称	
２　住宅の所在地	
３　省エネ適合性判定年月日・番号	
４　仕様・計算併用法の種別	□外皮性能が仕様基準、一次エネルギー消費性能が標準計算法 □外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消費性能が仕様基準

５　軽微な変更の内容

［仕様基準］

□外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更

□一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更

［標準計算法］

□Ａ　省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更

□Ｂ　一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更

□Ｃ　再計算によつて基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）

６　備考

（注意）

１　この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があつた場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。

２　「５　軽微な変更の内容」において、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」にチェックした場合には第二面に、「一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Ａにチェックした場合には第四面に、Ｂにチェックした場合には第五面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Ｃにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。

受付欄

（日本産業規格Ａ列４番）

（第二面）

［ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 ］

・変更内容

□断熱構造とする部分の変更

□外皮の断熱性能等の変更

□開口部の断熱性能等の変更

□その他（　　）

・具体的な変更の記載欄

・添付図書等

（注意）

変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

（日本産業規格Ａ列４番）

（第三面）

［ 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更 ］

・変更内容

□　暖房設備

変更内容記入欄（　　）

□　冷房設備

変更内容記入欄（　　）

□　全般換気設備

変更内容記入欄（　　）

□　照明設備

変更内容記入欄（　　）

□　給湯設備

変更内容記入欄（　　）

・添付図書等

（注意）

　変更となる設備は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

（日本産業規格Ａ列４番）

（第四面）

［A　省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更］

・変更内容

次の①から④までに該当する変更

□①外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率若しくは日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）又は開口部面積が増加しない変更

□②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更

□③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）

□④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

・上記変更内容についての具体的な内容

・添付図書等

（注意）

変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

（日本産業規格A列４番）

（第五面）

［B　一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更］

・変更前のＢＥＩ＝（　　）≦0.9

・変更内容
次の①又は②に該当する変更

□　①　床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減

・変更前のU_A値＝（　　）≦（　　）×0.9、
変更前のη_{AC}値＝（　　）≦（　　）×0.9

□　②　外皮に係る変更で以下のいずれか

□　開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更

□　変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更

□　変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更

□　基礎断熱の基礎形状等の変更

・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄

・添付図書等

（注意）
変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

（日本産業規格Ａ列４番）